

高木質問

7番、高木真理です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 合併に関する法定協議会について。

今議会には、岩槻市との合併の法定協議会設置について議案が提出されております。この間、市民意向調査とされるものが2回実施されました。そして、昨日の山中議員、先ほどの森永議員への答弁によれば、市としては、これをもって市民の大方の意向は確認できたとのこととあります。

昨年12月の議会で、私は、区民会議メンバーに対するアンケートで市民意向調査としようとしたことに、憲法改正の手続きとしては国民投票が必要だけれど、時間がないので全国の市議会議員さんにアンケートをとりました、というのと似た違和感があると申し上げました。今回の4月のアンケートも、やはり、国民投票はやれない、でも、かわりに全国的に活動している知識経験豊かな公益法人の役員さんに聞いたので大丈夫です、と言われたのと同じ疑問を感じるのです。

どうでしょう、恐らく市としても、この意向調査を市民の意識の縮図とすることには無理を感じていらっしゃるのではないのでしょうか。少なくとも、統計的に正確な数字を出すのであれば、無作為抽出による無所属の会さんが実施した調査の方法でなければ出ないことぐらいは、ごく普通の常識でわかると思います。市民も見抜いています。しかし、合併を進めなければならない市の立場というものがある、対象にも工夫が必要になったのでしょうか。しかし、この立場を一般の市民に置き換えたらどうでしょう。何も聞かれない、言いたくても言えない、あるいは、よく知らないうちにもう決まってしまったらしい、こんなことで行われた合併に協力する気になれるでしょうか。うまくいくでしょうか。ひいては、市政全般についても、事ほどさように市民の意見を聞いてくれない市に協働する気など起きなくなってしまうと私は思うのです。

私が住民投票、あるいは広範な市民意向調査にこだわっている理由は二つあります。一つ、これらを実施すれば、そのプロセスでしっかり市民一人ひとりに情報が届き、答えるためには資料も読み、理解し、考えられるからです。二つ、やはりこのプロセスで、合併に欠かせない

市民の納得が得られるからです。本当に全員の意見を聞いてもらったうえで、それでも少数だから仕方がなかったということになれば、結果に納得がいくのです。

合併はよく結婚に例えられますが、お互いの納得がいかないままにしてしまった結婚、知らないうちにどこかで決められた結婚、これほどうまくいくものもいなくなる結婚はないのです。特例債という持参金のために無理に挙式を急ぐより、じっくりお互いの心合わせをすることが必要ではないでしょうか。市のトップだけではなく、市民同士の心合わせです。ここから始めないと、合併はずっとボタンをかけ違うことになるのです。

申し添えると、代議制なのだから議員が判断するだけでよいという意見もありますが、有権者は何でもかんでも一切合財を委任しているわけではありません。衆議院でも、大事な争点になれば解散総選挙で民意を問うのです。自治体も問うべきものは問わねばなりません。ましてや、合併という市民のアイデンティティにもかかわる重大事なのです。

そこで質問です。1) 市としては、もう意向調査は行わないとのことですが、法定協議会として行う可能性はないのでしょうか。法定協は、本来、合併の是非も含めてさまざまなことを協議する場です。西東京市のように、合併の最終段階で法定協が両市の全市民に対して行った例がありますが、いかがでしょうか。

2) 法定協に関して、この際もう1点。今回の新市建設計画には主な事業の明記もなく、財政計画はそれぞれの市のこれまでの実績から予測される数値を合算したものに過ぎません。さらなる協議により内容を具体的に充実させておくことが、新市の速やかな建設にも両市民に禍根を残さないためにも必要だと思いますが、法定協にてこれらを進める可能性はあるのでしょうか、お尋ねします。

## 2 財政計画と予算編成について伺います。

現在本市は、景気低迷による歳入不足、三位一体改革による国からの交付金の削減など、厳しい財政運営を迫られております。私はさきの予算特別委員会でも、この点につき、事業の優先度をしっかり見極め、メリハリをつけた予算編成が、今後は必要ではないかとの質問

をさせていただきましたが、合併含みで事情が混乱する中、これらがどうなるのかと不安を抱いております。本市では、総合振興計画が策定され、基本計画、実施計画も整備されていく中、本来であれば今年度、実施計画に基づいた具体的な財政計画が策定されるはずでありました。しかし、合併を視野に、この作業はペンディングせざるを得ない状況です。新市での財政計画、これは実施計画に基づいた具体的なものですけれども、これを策定するとなれば、また総合振興計画策定から始まるわけで、時間がかかります。それほど長い期間にわたって緻密な財政計画が空白になることを、私は大変懸念いたします。

ところで、このような中、編成されていく平成 17 年度予算は、メリハリをどのような方針で行うと現段階ではお考えでしょうか。また、岩槻市との合併がある場合には、どのように編成を行うのでしょうか、お尋ねをいたします。

### 3 市民活動支援室について。

これは、シンプルにエールを送りたいと思います。今年度に入り、市民活動支援室が4人の担当職員の皆さんによる「室」として独立しましたことに大変期待をしております。私は、市民との協働が進み、NPOが市民生活の重要な一部になっていく、そして、NPOサポートセンターもその中核を担っていくような未来を想像するのでありますけれども、2点につき伺います。

1、室として独立したことで期待される仕事の範囲はどのようなものでしょうか。

2番目、室として達成を目指しているのはどのような内容ですか。短期、中長期に分けて教えてください。

4番目に、区民会議について伺います。

続いて、大変期待を寄せている分野につき、質問いたします。

昨年、政令市移行に伴い発足した区民会議ですが、先月、1年の活動経過報告が各区からなされたところであります。拝見すると、本当に委員の皆さんが、はじめての区民会議に手探りをしながらいかに頑張っていたかがよく伝わってまいります。

さて、ところで、その報告によれば、よいことでもあるのですが、各区の取組みがかなりのばらつきを持っていたことがわかります。一口に「まちづくり」といっても、まず政策提言なのか、区民意識醸成などのイベント事業なのかで大きく違います。政策提言でも、ソフト面に取り組むのかハード面に取り組むのかという問題もあります。そして、当然、政策は多くのジャンルにわたっております。実際はというと、初年度の委員さんたちは、戸惑いながらもこの中から一つ、または幾つかを選択して会議を組み立てていったのであろうということがよくわかるのです。

そこで質問ですが、1) 区民会議が取り組む分野に大変大きな幅があることを、市としてはどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

2) 来年度になると任期が来て委員は交代となりますが、全員交代となると、今までの議論をどう引き継ぐかという問題が出てきます。しかし、一方で、継続度が高過ぎると、この初年度の委員がたまたま取り組んだ分野で、ずっとその区の区民会議の活動が定着してしまうという懸念も予想されます。これらの課題について、市ではどのように考えているのかお聞かせください。

最後に、次世代育成支援対策推進法における行動計画の策定について伺います。

本市では、平成15年3月に児童育成計画を策定したところでありますが、国では新エンゼルプランの終了に伴い、新しく、次世代育成支援対策推進法に基づいた5年間の行動計画の策定が義務づけられたところであります。これから地方分権が本位と思っている私としては、10か年計画の児童育成計画をせっかくなつくつたという地域事情も無視して、勝手に国でまた5年の計画をつくれなど言わないでほしいとは思いますが、現行では補助金も来なくては困りますので、これをよい機会ととらえ、この新法に基づく行動計画を「子育てするならさいたま市」の施策をより一層飛躍させる契機にさせていただきたいと思っています。

そこでお尋ねします。

1、今回の行動計画は、ニーズ調査に基づき各自治体の事情をしんしゃくして策定するよう  
になっておりますが、調査結果で出てくるニーズに対して 100%を満たす計画を期待してよ  
ろしいでしょうか。あるいは、事情をしんしゃくするとそれが難しいということであれば、何%ぐ  
らいの水準で御努力をいただけるでしょうか。

2点目、今回の行動計画で目標値の設定義務があるのは 14 項目となっておりますが、本市  
ではそれ以外の項目にもぜひ目標を掲げて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがで  
しょうか。

以上質問といたします。よろしくお願いいたします。（拍手起こる）

## ○回答

---

○相川宗一市長 高木議員の御質問のうち、1 合併に関する法定協議会についてお答えを  
いたします。

まず、法定協議会における最後の市民意識調査の可能性についてですが、昨年2月に岩  
槻市からの合併の申し入れを受けまして、同年7月に任意合併協議会を設置し、現在まで 10  
回の会議を開催し、事務事業の調整がなされ、大方承認をされているところであります。

この間、昨年 10 月から 11 月には区民会議の委員を対象に御意見をいただき、4月には、  
市内9区におきまして市民説明会を開催し、多くの御意見をいただきました。また、地域また  
は全市的な公益的団体の代表、役員等、リーダー的な役割を果たしている方々から、豊富な  
情報や経験を踏まえた御意見をいただき、約8割の皆様から、合併に向けて協議を進めるべ  
き、という明確な意思表示をいただいたところであります。このようなことから、おおむね市民  
の合併についての方向性は確認できたものと考えております。

法定協議会での意識調査の可能性についてですが、協議会で実施すべき事業については、  
協議会において決めることとなります。

次に、法定協議会でのさらなる合併協議についてですが、法定の協議会は任意の合併協  
議会での協議経過や協議結果を踏まえ協議を行うものです。また、新市建設計画は、さいた  
ま市総合振興計画基本計画をベースにして策定をされたものであり、したがって、個別事  
業につきましては、新市建設計画素案に示された財政計画の範囲内で対応してまいりたいと  
考えております。

以上です。

○中田弘財政局長 平成 17 年度予算編成についてお答えいたします。

平成 17 年度予算は、政令指定都市に移行してから3年目を迎え、今後、本市が名実ともに大都市として着実な発展を目指す予算とすべきものと認識いたしております。したがって、来年度の予算編成につきましては、引き続き大都市制度における財政特例や合併支援措置などを積極的に活用しつつ、一方で、既存事務事業の見直しなどによる、さらなる経費の縮減に努めるとともに、予算配分の重点化を図り、都市基盤整備等のハード施策と社会保障等のソフト施策の両面においてバランスのとれた予算編成を行ってまいりたいと考えております。

なお、編入合併による予算編成の事例では、存続する自治体を中心となって予算要求書を取りまとめたうえで予算編成を行っているようであります。

いずれにいたしましても、平成 17 年度予算編成方針につきましては、現在進めております岩槻市との合併協議の進捗状況を注視しつつ、遺漏のないように対処してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○安藤三千男理事 3 市民活動支援室の活動についてお答えします。

市民活動支援室は、市民と行政が対等のパートナーとして協働を推進するため、NPOやボランティアなど、市民の自主的な活動と行政の連携を図り、市民活動の活性化に向けた支援をするために設置したものであります。今年度におきましては、協働の原則や方法など、協働関係を築くうえでの基本的な指針を策定してまいります。この指針におきましては、市民活動の拠点となるサポートセンターのあり方などの具体的な推進策についても検討してまいります。検討を進めるに当たっては、さまざまな立場の方が参加した検討委員会を設置し、広く御意見をいただく機会を設けてまいりたいと存じます。また、市民と行政の十分な意思疎通と共通理解を深めるため、シンポジウムの開催が有効と考えておりますので、指針づくりの検討の、進捗状況を考慮しながら開催してまいります。

来年度以降におきましては、今年度策定する指針をもとに、市民活動と行政の連携を深め、協働によるまちづくりを推進してまいりる所存でございます。

次に、4 区民会議についてお答えいたします。

区民会議は、希薄化しつつある地域コミュニティという課題について、指定市における区政の導入を契機に、区民の皆様が、行政との協働という意識のもと、みずからが区政に参画し、

区民意識、地域コミュニティの醸成を図りながら、区政運営への市民意識の反映の場として昨年7月に設置したものでございます。

その活動内容につきましては、各区民会議の自主的な協議に基づき決定をいただくものと考えていますところから、地域の諸課題についての協議及び政策提言、さらに区民と行政の協働による魅力あるまちづくりのための活動などと、抽象的な概念にとどめさせていただいております。このため、議員御指摘のとおり、活動当初は戸惑いを感じられた委員もあったとお聞きしていますが、区民会議への各委員の積極的な参加と各区の特色、身近な地域課題についての活発な議論をいただき、16年度につきましては、既に各区民会議において主体的に活動方針と具体的活動内容が定められ、活動をしていただいております。

市といたしましては、区民会議の主体性、自主性を尊重し、それぞれの区の特徴を生かしながら、身近な地域課題に根ざした活動を行っていただきたいと考えております。

次に、区民会議の委員改選についてでございますが、各区民会議の設置要綱では委員の任期を2年とし、再任は1回までと規定しております。区民会議がそれぞれの区の特徴を生かした、魅力あるまちづくりを自主的に担い、その活動を継続的に行うためには、専門性や力量などを高めることが必要でありますので、これらのことを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○磯部光彦保健福祉局長 5 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定についてお答えいたします。

行動計画における目標値は、調査結果をもとにサービスのニーズ量を推計、把握し、財政状況や民間団体の活動を含めた供給基盤等を勘案し、設定することとしておりますが、市といたしましては、調査結果を最大限尊重した目標値を設定し、達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定項目以外の目標値の設定につきましては、推計ニーズ量の算出方法は示されておきませんが、児童育成計画の中で目標値を設定しております、本市独自事業のMama's (ママズ) ルームやナーサリールームなどについて、目標値の設定を行う予定でおります。具体的な設定項目や目標数値につきましては、今後開催されます諮問機関の児童福祉専門分科会の中で十分な審議をお願いし「子育てするならさいたま市」として、施策の一層の充実を図れる行動計画を作成してまいりたいと存じます。

---

## 高木再質問

岩槻市との合併に関する法定協議会に関してなのですが、法定協議会に関しては、法定協議会の場で話し合われることなので、という御回答をいただいたところですが、法定協議会のメンバーに対して、市としてさらなる意向調査を法定協議会でやるように、やってほしいという申し入れをなされる意思はありますか、お伺いいたします。

## ○回答

---

○安藤三千男理事 ございません。